

4 主な職員手当の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	多 古 町	国
期末・勤勉手当	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 職制上の段階・職務の級等による加算措置 有	同左
退職手当	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.270750月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分	同左
	(1人当たり) (平均支給額) 自己都合 勸奨・定年 普通会計 2,490千円 17,504千円 病院事業会計 4,827千円 12,360千円	—
	その他の加算措置 定年前早期退職 2%～45%加算	その他の加算措置 定年前早期退職 3%を上限とした割増
扶養手当	子 10,000円 子以外の扶養親族 6,500円 ・16～22歳までの子1人5,000円加算	同左
住居手当	借家(家賃12,000円を超える場合) 27,000円を限度	同左

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

6 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	
		平成29年	平成30年		
一般行政部門	普通会計部門	議 会	3人	3人	
		総 務	32人	34人	2人
		税 務	12人	11人	▲1人
		農 水	9人	9人	
		商 工	4人	4人	
		土 木	13人	13人	
		民 生	37人	40人	3人
	計	118人	122人	4人	
	教育部門	37人	36人	▲1人	
	小 計	155人	158人	3人	
公営企業等会計部門	病 院	154人	157人	3人	
	水 道	4人	4人		
	下 水 道	1人	1人		
	そ の 他	11人	8人	▲3人	
小 計	170人	170人			
合 計		325人 〔368人〕	328人 〔368人〕	3人	

(注) 1. 職員数は一般職に属する職員数であり、育児休業者等を含み、臨時または非常勤職員を除く。
2. 〔 〕内は、条例定数の合計である。

時間外勤務手当 (平成29年度決算)	区 分	支給総額	職員1人当たり 平均支給年額
	普通会計	23,983千円	144千円
	水道事業会計	540千円	135千円
	病院事業会計	18,588千円	241千円

(注) 平成29年度に特殊勤務手当の支給実績があったのは、病院事業会計のみである。

5 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	給 料・報 酬	期末手当の 平成29年度支給割合
町 長	785,000円	4.20月分
副町長	644,000円	
教育長	565,000円	
議 長	298,000円	3.00月分
副議長	243,000円	
議 員	220,000円	

7 職員数推移の状況(各年4月1日現在)

区 分	職員数推移の状況				
	26年	27年	28年	29年	30年
一般行政部門	111人	112人	113人	118人	122人
教育部門	30人	36人	38人	37人	36人
公営企業等会計	168人	169人	173人	170人	170人
合 計	309人	317人	324人	325人	328人

(注) 職員数は、一般職で町から給与が支給されている者である。

多古町職員の給与・人事

多古町職員の給与



地方公務員の給与は、地方公務員法により一般家庭の生計費、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間企業従事者の給与、その他の事情を考慮して決められています。

具体的には、専門的第三者機関である千葉県人事委員会が、毎年、本県の民間企業従事者の給与を調査し、これと県職員給与とを比較、さらに生計費や国家公務員給与の人事院勧告等を考慮して勧告を行っています。町職員の給与は、町議会の審議を経て条例で定められています。

詳しい内容については
4月に町ホームページで公開する予定です。
🌐 <https://www.town.tako.chiba.jp/>
お問合せ●総務課庶務係☎ 76-2611

1 人件費の状況(平成29年度決算)

区 分	歳 出 額 (総費用) A	実 質 収 支 (純損益)	人 件 費 (職員給与費) B	B/A	【参考】 28年度の B/A
普通会計	6,763,175千円	629,357千円	1,233,053千円	18.2%	20.1%
企業会計	水道事業会計 353,857千円	▲24,708千円	19,883千円	5.6%	6.0%
	病院事業会計 2,120,834千円	▲188,588千円	922,073千円	43.5%	43.1%

(注) 1. 普通会計の人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。
2. 企業会計の区分は()内の言葉に読み替える。

2 職員給与費の状況(平成29年度決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
普通会計	158人	531,235千円	61,915千円	206,454千円	799,604千円	5,061千円
企業会計	水道事業会計 4人	13,374千円	1,625千円	4,884千円	19,883千円	4,971千円
	病院事業会計 155人	542,924千円	165,090千円	214,059千円	922,073千円	5,949千円

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況等(平成30年4月1日現在)

区 分	多 古 町			県				
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢		
普通会計	一般行政職	305,164円	358,271円	39.8歳	312,096円	405,061円	41.3歳	
	技能労務職	225,925円	235,359円	54.6歳	320,721円	380,638円	53.9歳	
	教育職	270,666円	294,861円	37.8歳	358,243円	432,905円	44.3歳	
企業会計	水道職員	285,175円	331,863円	35.8歳	297,959円	400,203円	40.1歳	
	病院職員	医 師	539,645円	1,133,638円	46.9歳	536,984円	1,236,370円	46.8歳
		看護師	301,857円	374,419円	45.1歳	323,326円	428,425円	38.9歳
医療技術職	294,022円	342,471円	40.1歳					

(注) 1. 「平均給料月額」とは、職種ごとの職員の基本給の平均である。
2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当(期末・勤勉手当を除く)の額を合計したもので、「地方公務員給与実態調査」で明らかにされているものである。
3. 教育職については、町は保育教育職(多古こども園園長、副園長、保育教諭)、県は小中学校教諭である。
4. 病院職員については、主な職種を掲載。看護師・医療技術職と対比している県の職種は「看護師等」である。